

# 令和7年度香川県避難所生活環境向上のための NPO・ボランティア活動支援補助金募集要領

## 1 事業概要

### (1) 事業の目的

この補助金は、南海トラフ大地震などの大規模災害を見据え、災害発生時における避難所の生活環境を改善するため、香川県と災害時における被災者支援活動の実施に関する協定を締結する非営利活動やボランティア活動を行う法人（以下「NPO」という）に対し、避難所での被災者支援活動に必要な機械、器具等の購入費用を補助するとともに県内NPOの災害対応力の強化を図ることを目的とするものです。

### (2) 対象となる事業

避難所等での被災者支援活動に使用する防災資機材（取得単価 10 万円以上）の購入に要する経費を対象とします。

ただし、次に該当する事業は、補助金の対象とはなりません。

- ・資機材の取得のみを目的とする事業
- ・本補助金以外に国又は香川県からの補助や委託等を受ける事業
- ・政治活動又は宗教活動と認められる事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・その他、事業の目的、公共性、公平性などの観点から補助金の活用が相応しくない事業

### (3) 補助事業者（補助金を申請できる対象者）

香川県内に主たる事務所を設置する災害時に被災者支援のボランティア活動を行う法人で、次の要件をすべて満たすものとします。

- ① 補助金交付決定時に香川県との間で災害時活動協定を締結していること。  
(※災害時活動協定については、下記3の(3)を参照)
- ② 災害時に迅速かつ継続的に避難所等で被災者支援活動を実施できる体制があること。
- ③ 災害時は、購入した資機材を活用して避難所等で被災者支援活動を行うこと。
- ④ 平常時から、購入した資機材を訓練や社会貢献活動等で使用すること。

### 【補助対象外となる者】

- ・個人
- ・災害時に災害ボランティアセンター及び指定避難所を設置する団体
- ・国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ・政党その他の政治団体

- ・宗教上の組織又は団体
- ・県税の滞納及び税外未収金のある者
- ・上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないとし事が判断する者

(4) 補助対象経費・補助率・補助上限額等

○補助対象経費、補助率及び補助上限額

補助対象経費	補助率	補助上限額
備品購入費 (取得単価 10 万円以上 (税込み) の避難所生活環境向上用資機材の購入)	補助対象経費の 10/10	100 万円

○補助対象経費の考え方

- ① 補助対象経費が、補助上限額を超える場合、補助上限額 (100 万円) を超える部分については、自己負担になります。
- ② 防災用品であっても、水、食料、燃料等、取得価額 10 万円未満 (使い捨て携帯トイレ、カセットボンベ、毛布、寝袋、マスク、消毒液、土嚢等) の消耗品類は対象外です。

【補助対象外経費】

- ・補助事業実施期間 (交付決定日から令和 8 年 1 月 31 日までの期間) 外に契約、納品、支払い (前払いを含みます。) などを行った経費。
- ・消費税及び地方消費税
- ・テレビ、パソコン、タブレット端末、携帯電話、スマートフォン、プリンターなど汎用性が高く、目的外使用になり得るものの購入に係る経費。
- ・個人からの購入やオークション (インターネットオークションを含みます。) により購入した経費。
- ・毎月利用料金や維持費、通信費等が発生する防災資機材の購入に係る経費。
- ・定期的な保守契約を前提とする防災資機材の購入に係る経費。
- ・金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料、各種キャンセルに係る取引手数料等

2 応募概要

(1) 申請書受付期間

**令和 7 年 5 月 14 日 (水) ~ 令和 7 年 6 月 20 日 (金) 消印有効**

※書類に不備等があった場合、受理できません。

(2) 申請書類

次の書類の提出が必要です。

## 【必要書類】

### ○補助金交付申請書（様式1）

- 団体概要書（様式1 別紙1）
- 事業計画書（様式1 別紙2）
- 補助対象経費を確認できる書類（見積書、カタログ等）
- 誓約書（様式1 別紙3）
- 香川県税を滞納していない旨を証明する納税証明書
- その他必要とする書類（第1号様式 別紙4）」

（提出上の留意事項）

- ・本補助金の申請は、1事業者につき1回限りとします。
- ・必ず全ての書類のコピーを保存してからご提出ください。
- ・補助対象経費を確認できる書類について、1件あたり100万円（税込み）を超える発注にあたっては、2者以上から見積書を徴収し、より安価な発注先を選んでください。
- ・中古品購入の場合は、金額にかかわらず同等品について2者以上の見積書を徴収してください。その場合、同等品であることを確認できる性能等を記載した書類等を添付してください。
- ・提出いただいた書類・添付物等は返却できません。

## 【申請に必要な書類の入手方法】

交付要綱、交付申請書様式等の関係書類は、下記URL香川県ホームページからダウンロードしてください。

**URL** : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenmin/vnpo/top.html>

### （3）提出方法

次の提出先まで**郵送での提出**のみ受付します。

※窓口・メールでの提出は受付けておりません。

令和7年6月20日（金）消印有効

〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号  
香川県政策部男女参画・県民活動課

### （4）提出部数

提出部数は、2部（正本1部、副本1部）とします。

なお、副本には応募者が特定できる内容（住所、法人名及び代表者）を記載しないでください。

## 3 審査及び審査後の手続について

### （1）審査内容

申請書類提出後、県において補助条件の審査を行います。

審査にあたっては、「書面審査」及び「プレゼンテーション審査」を行います。「書面審査」におい

て、要件審査を実施し基礎点を満たしている申請者に対して「プレゼンテーション審査」の連絡を県から行います。

## (2) 審査基準

- ・活動内容が具体的で、被災者支援活動が実現可能なものになっているか。
  - ・平常時の資機材の活用方法についても具体的かつ実用的なものになっているか。
  - ・災害発生時に迅速に活動できる体制が整えられているか。
  - ・活動の継続性や発展性は見られるか。等
- ※審査結果に関する問い合わせには回答しません。

## (3) 災害時活動協定の締結について

災害時活動協定とは、香川県内での災害時、避難所等における被災者の生活環境の改善を図るため、被災者支援のボランティア活動に関する協力を求めるときの必要な事項を定めるものです。

協定の内容としては、災害時には購入した資機材を活用して避難所などで支援活動を行い、また平時には、県などが実施する災害対応研修・訓練への参加や、地域の防災イベント等で資機材を活用していただくことを想定しています。

※別紙 災害時活動協定参照

## (4) 交付決定

審査の結果、補助事業が採択された申請者は、香川県との間で災害時活動協定を締結します。協定の締結後、交付決定を行います。

ただし、補助金の交付を決定する場合でも、対象外経費が含まれている等の理由により申請額から減額する場合があります。

なお、不採択の場合は、「不交付決定通知書」を送付します。

※申請時は1品目あたりの取得単価10万円（税込み）以上であっても、購入時に取得単価10万円（税込み）を下回る場合は、対象外経費となります。

## (5) 事業実施

補助事業は、交付決定日から令和8年1月31日までの期間中に実施（納品及び支払いが完了）した事業のみです。

なお、交付決定前に着手した補助事業については、補助金の対象にはなりません。

また、補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く）、中止、廃止する場合は事前に、承認申請書（様式4）を提出し、その承認を受けなければなりません。

## (6) 事業報告等

県から交付決定を受けた後、事業が完了した場合には、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに補助金事業実績報告書（様式5）を

県に提出してください。

#### (7) 補助対象経費の経理処理について

補助事業における発注、契約、購入した資機材の受け取り、支払いなどの行為は、原則、交付決定通知書に記載のある補助事業者名（法人名）で行う必要があります。

支払いは、銀行振込、現金払い、クレジットカードのいずれかとしてください。なお、クレジットカードによる支払いは、1回払いのみとしてください。クーポン・ポイント・ギフト券などを利用した場合は、利用相当額から値引きされたものとみなします。

なお、補助金の支払いの際には、領収書等の証拠書類が必要となりますので、必ず保管してください。

#### (8) 補助金の支払い

交付決定の通知を受けた後、補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（様式7）を提出してください。実績報告書の内容が適正であることを確認し、修正等がなければ補助金の支払いとなります。

振込先口座の名義は、原則、交付決定通知書に記載のある補助事業者名（法人名）にしてください。

なお、原則、精算払いですが、知事が補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、補助金の一部（交付決定額の80%まで）について、概算払いすることができます。

#### (9) スケジュール

令和7年5月上旬 補助事業の募集開始

令和7年6月20日 補助事業の募集締切り（消印有効）

令和7年7月～8月 書面審査・プレゼンテーション審査

採択・協定締結

交付決定（概算払い）

資機材購入・支払い（1月末日までに完了）

購入後、実績報告書を県に提出（購入後30日以内又は2月27日のどちらか早い日までに提出）

実地検査、精算払い

## 4 その他留意事項等

(1) 本事業は、補助事業者1団体あたり、同一年度の申請は1件までしかできません。（同一の資機材を複数の事業者で購入することはできません）

例) 500万円の防災資機材を5団体で100万円ずつ出し合って購入するなど。

(2) 申請書に記載する資機材等の購入費用の単価については、申請時点の市場価格を記載してください。必要に応じて、事務局がインターネット等で価格調査を行います。

なお、購入時に、価格が高騰した場合であっても、交付決定金額は増額にはなりませんのでご留意

ください。

ただし、申請商品の改廃・価格変動等により、申請時の事業計画書に変更が生じる場合は、あらかじめ事務局にご相談ください。

(3) 補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還が生じる可能性があります。

- ① 補助事業者が補助対象者の要件を満たさなくなったとき
- ② 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- ③ 事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- ④ この要綱又は補助金の交付決定条件に違反したとき。
- ⑤ 補助金を補助の目的外に使用したとき。

(4) 補助金により購入した資機材等のうち、単価が50万円(税抜き)以上のものは、処分制限財産に該当します。処分制限財産は、補助事業が完了した後も一定期間は処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)が制限されます。処分制限財産は、「取得財産等管理台帳を整え管理してください。処分制限期間内に該当財産を処分しようとするときは、あらかじめ「取得財産等の処分承認申請書(様式8)」を提出し、承認を受けなければなりません。

※処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める耐用年数に相当する期間となります。

(5) 補助事業に関する書類(交付申請書等の件に提出した書類(写し)、交付決定通知書等の県から受け取った書類、発注・請求書等の経費支出関係の書類等)は、一般の書類と区分し、補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度(令和8年度)から5年間(令和13年3月31日まで)保存しなければなりません。また、この期間は、県から求めがあった際には、いつでも閲覧できるようにしておかなければなりません。

(6) 補助事業が適正に行われたことを確認するために事業完了後に実地検査を行います。事業者には検査に立ち会っていただきます。

(7) 本要領のほか、補助金の交付申請の手続き等については、香川県避難所生活環境向上のためのNPO・ボランティア活動支援補助金要綱の定めによるものとします。

## 5 問い合わせ先

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県政策部男女参画・県民活動課

TEL : 087-832-3174 FAX : 087-831-1165

E-mail : [kenmin@pref.kagawa.lg.jp](mailto:kenmin@pref.kagawa.lg.jp)

## 災害時における被災者支援ボランティア活動の実施等に関する協定書（ひな型）

香川県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、香川県内で大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の被災者支援のためのボランティア活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、香川県内での災害時、避難所等における被災者の生活環境の改善を図るため、甲が乙に対し、被災者支援のボランティア活動に関する協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

## （協力要請）

第2条 甲は、災害時において、次条に掲げる活動を遂行するために、乙の支援を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請は、支援活動の内容、期間等を指定して別に定める様式により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、前項の要請があったときは、文書により支援活動の内容、期間等を示して回答するものとする。ただし、文書で回答するいとまがないときは、口頭、電話等で回答し、その後、速やかに文書を送付するものとする。ただし、乙が被災するなど第1項の要請に応じることが困難である場合には、この限りでない。

## （活動の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する活動は、次のとおりとする。

（1）避難所等における被災者支援活動の協力

（2）避難所等における被災者支援ボランティアとしての人員の派遣

2 前項で活動の内容を定めたことにより、乙が自主的判断に基づいて災害ボランティア活動を行うことを妨げるものではない。

## （活動報告）

第4条 甲は、第2条の要請に基づく支援活動の状況について、必要に応じ、乙に報告を求めることができる。

2 乙は、前項の規定により報告を求められた場合は、文書により支援活動の状況を報告する。ただし、乙にやむを得ない事由があるときは、口頭等で報告を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 前2項の規定は、乙の自主的な支援活動の状況の報告を妨げるものではない。

(費用の負担)

第5条 第3条の活動に要した費用は、原則として乙が負担する。ただし、災害救助法の適用により甲が負担すべき費用、又は、甲が別途負担すると認めたものについては、この限りでない。

(連絡体制等)

第6条 この協定の迅速かつ円滑な履行を図るため、連絡担当者名簿を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(平常時の活動)

第7条 甲と乙は災害に備え防災訓練や災害支援にかかる研修に参加するなど、日頃から災害時に備えて資質向上と多様な主体とのネットワークの構築、連携の強化に努めるものとする。  
2 乙は保有する防災資機材を平常時から積極的に活用し、災害時の実効性を高めるよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 香川県高松市番町四丁目1番10号  
香川県  
香川県知事

乙 香川県〇〇市(町)〇〇  
〇〇法人 〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇 〇〇 〇〇